

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月2日提出
【ファンド名】	L M・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（毎月分配型） L M・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（3ヵ月決算型） L M・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	入内嶋 美佐子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（毎月分配型）」、「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（3ヵ月決算型）」および「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（年2回決算型）」（以下、「各ファンド」といいます。）につき、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ 信託終了（繰上償還）の年月日

2021年10月25日（予定）

各ファンドについて、信託終了（繰上償還）にかかる書面決議は、2021年9月6日現在における各ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2021年10月25日に信託終了（繰上償還）を行います。

### ロ 信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

各ファンドの信託財産の純資産総額がファンドの運用を行うための適切な資産規模（信託約款に定める信託終了（繰上償還）の基準となる金額）である20億円を下回る状態が続いており、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、書面決議を行うこととしました。

### ハ 信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行うため、2021年9月6日現在の各ファンドの知っている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付します。

2021年9月3日にフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社のホームページ

（<https://www.franklintempleton.co.jp>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせを掲載します。